

輸送の安全にかかわる情報の公表

2024年4月1日

野村交通株式会社

代表取締役 山本英治

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

スローガン「安全・親切・丁寧」 安全はすべてに優先する。

2. 輸送の安全に関する目標

- 法令遵守
- 重大事故・飲酒運転・速度超過を撲滅する
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の確保に努める
- 死傷者を伴う重大事故を発生させない
- 車庫等での後退時における事故防止の徹底
- 危険予知訓練実施
- 安全標語の唱和

3. 目標の達成状況及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度（期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

事故件数14件（バス3件・タクシー11件）

死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損・自損事故14件、被害事故0件

（後退時の事故9件、右左折時2件）

令和6年度 重点目標

重大事故 0件、

後退時・方向転換時、右左折時の事故 0件 を目指す。

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

別途、ホームページにアップしています。

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別途、ホームページにアップしています。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

安全衛生委員会（毎月）、安全研修（毎月）、乗務員会議（毎月）、健康診断（年1回*年2回）
適性診断（バス年1回、タクシー法令に準ずる）、産業医による健康相談（毎月）、
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査（バス年1回、タクシー適宜）、
ストレスチェック（年1回）、運転記録証明書の取得（年1回）、交通安全運動（年2回）

8. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

本社 運行管理課 運行管理者

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

* 行政処分の公表（一般・貸切） : なし